

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	旭町 (印地、山階、美濃田、杉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、集落営農組織である「農事組合法人 旭」を中心に認定農業者や新規就農者が担い手となり、地域計画の約30%である43haを水稻及び豆類、ブランド野菜により営農が維持されている。
その他の農地は個人農家が守っているが、高齢化も進んでおり後継者不在の農地も多く存在している。
高齢により今後離農する農地を担い手に集積し、地域農業を守っていく必要がある。
また、獣害での農作物被害が年々増加し、耕作意欲を阻害されていることから獣害対策が緊急の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、三俣川の渓流水を活かした水稻を主要作物とし、酒米・白豆を生産すつ認定農業者の団地化を進めるとともに、新規就農者を積極的に受入れ、新鮮野菜の直売所である『なごみの里 あさひ』と連携して就農者の所得向上の体制整備を図る。
また、地区内では、令和6年2月に『亀岡オーガニック農業スクール』が開講しており、実践ほ場を含めて地域が協力し有機農業を目指す人材の育成にも寄与していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	160.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	154.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(一社)京都府農業会議と連携し、地域計画に位置付けた担い手に集積・集積化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営基盤強化法に基づき、農地の利用権設定の手続きの徹底を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
府営ほ場整備事業「三俣川地区」(平成20年度)の完了により、当地区内の農用地の94%において基盤整備事業を実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
「農事組合法人 旭」が担い手の中心であることから、オペレーターの確保・育成を進め、健全経営に取り組む。 また、新規就農者を積極的に受入れ、法人の構成員として育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、基幹3作業について、「農事組合法人 旭」で受託を行っている。 また、防除作業についても、「農事組合法人 旭」が体制を整え、ドローンを活用するなど農家のコスト削減及びスマート農業の取組を進めている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①多面的機能支払交付金を活用して、各地区に防護柵が設置されているが、壊された部分の補修を繰り返している状況で、農家での対策は限界であり、今後は、関連する組織と連携した広域的な鳥獣害対策を検討する。
- ②地区内に開校した「亀岡オーガニック農業スクール」及び関係機関と連携しながら、地域ぐるみで協力する。
- ③今後も、スマート農業機械の整備を行い作業の効率化を図る。